

規制対象事項チェックリスト

128 特定化学物質

1. 第一類物質を容器に入れ、容器から取り出し、または反応槽等へ投入する作業を行うときは、その作業場所に、第一類物質のガス、若しくは粉じんの発散源を密閉する設備または囲い式フードの局所排気装置を設けている（塩化ビフェニル等を容器に入れ、または容器から取り出す作業を行う場合で、その作業場所に局所排気装置を設けたときを除く）。
2. 特定第二類物質または管理第二類物質のガス、蒸気若しくは粉じんが発散する屋内作業場（作業場の空気中における第二類物質のガス、蒸気または粉じんの濃度が常態として有害な程度になるおそれがないものは労働基準監督所長の認定を受ければ適用除外）については、発散源を密閉する設備または局所排気装置を設けている（シアン化水素若しくは臭化メチルを用いて燻蒸を行う場合およびベンゼンを溶剤として使用する場合は除く）。
3. 局所排気装置のフードは、第一類物質または第二類物質のガス、蒸気または粉じんの発生源ごとに設けられ、かつ、外付け式またはレシーバー式のフードにあっては、これらの発生源にできるだけ近い位置に設けられている。
4. 局所排気装置のダクトは、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構造のものである。
5. 局所排気装置の除じん装置または排ガス処理装置を付設する局所排気装置のファンは、除じんまたは排ガス処理をした後の空気が通る位置に設けられている（吸引されたガス、蒸気または粉じんによる爆発のおそれがなく、かつ、ファンの腐食のおそれがないときを除く）。
6. 局所排気装置の排出口は、屋外に設けられている。
7. 局所排気装置の厚生労働大臣が定める性能を有するものである。
8. 局所排気装置については、第一類物質または第二類物質に係る作業が行われている間稼働し、これを稼働させるときは、バツフルを設けて換気を妨害する気流を排除する等、この装置を有効に稼働させるための必要な措置を講じている。
9. 第一類物質若しくは第二類物質の粉じんを含有する気体を排出する局所排気装置には、所定の除じん方式による除じん装置またはこれらと同等以上の性能を有する除じん装置を設けている。（除じん方式については、粉じんの粒径に応じて規定されている。また、必要に応じて粒径の大きい粉じんを除去するための前置き除じん装置を設けてい

て、有効に稼働させている)

10. 局所排気装置には、所定の処理方式による排ガス処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する排ガス処理装置を設けており、これらの排ガス処理装置を有効に稼働させている(物質の処理方式は、アクロレインにあっては吸引方式および直接燃焼方式、弗化水素にあっては吸引方式および吸着方式、硫化水素にあっては、吸引方式および酸化・還元方式、硫酸ジメチルにあっては吸引方式および直接燃焼方式)。
11. アルキル水銀化合物、塩酸、硝酸、シアン化カリウム、シアン化ナトリウム、PCP およびそのナトリウム塩、硫酸、または硫化ナトリウムを含有する排液については、所定の処理方式(別表参照)による排液処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する排液処理装置を設けており、これらの排液処理装置を有効に稼働させている。また、排液処理装置または当該排液処理装置に通じる排水溝若しくはピットについては、塩酸、硝酸または硫酸を含有する排液とが混合することにより、シアン化水素または硫化水素が発生するおそれのあるときは、これらの排液が混合しない構造のものとしている。
12. アルキル水銀化合物を含有する残さい物については、除毒した後で廃棄している。
13. 特定化学物質等により汚染されたばろ、紙くず等については、労働者が当該特定化学物質等により汚染されることを防止するため、ふたまたは栓をした不浸透性の容器に納めておく等の措置を講じている。
14. 特定化学設備(バルブまたはコックは除く。)については、著しい腐食による第三類物質等の漏洩を防止するため、これらの物質の種類、温度、濃度に応じ、腐食しにくい材料で造り、内張を施す等の措置を講じている。
15. 特定化学設備のふた板、フランジ、バルブ、コック等の接合部については、これらの接合部から第三類物質等が漏洩することを防止するため、ガスケットを使用し、接合面を相互に密接させる等の措置を講じている。
16. 特定化学設備のバルブ若しくはコックまたはこれら进行操作するためのスイッチ、押しボタン等については、これらの誤操作による第三類物質等の漏洩を防止するため、[1]開閉の方向を表示すること、[2]色分け、形状の区分等を行うこと。(色分けのみによるものであってはならない。)の措置を講じている。
17. 特定化学設備のバルブまたはコックについては、[1]開閉の頻度および製造または取扱いに係る第三類物質等の種類、温度、濃度等に応じ、耐久性のある材料であること、[2]特定化学設備の使用中にしばしば開放し、または取り外すことのあるストレーナ等とこれらに最も近接した特定化学設備(配管を除く。)との間には、二重に設けること(これらのストレーナ等と特定化学設備との間に設けられるバルブまたはコックが確実に閉止していることを確認することができる装置を設けるときの除く)の措置を講じている。
18. 特定化学設備に原材料その他の物を送給する労働者がこの送給を誤ることによる第三

類物質等の漏洩を防止するため、その労働者が見やすい位置に、原材料その他の種類、この送給の対象となる設備その他必要な事項を表示している。

19. 特定化学設備を設置する屋内作業場およびこの作業場を有する建築物の避難階（直接地上に通ずる出入口のある階を言う）には、この特定化学設備から第三類物質等が漏えいした場合に容易に地上の安全な場所に避難することができる二以上の出入口を設けている。前述の避難階以外の階については、その階から避難階または地上に通ずる二以上の直接階段または傾斜路（これらのうち一つは屋外に設置する必要がある。）を設けている。（この場合、それらのうち一つは、すべり台、避難用はしご、避難用タラップ等の避難用器具をもって代えることができる。これらを設けた場合には、屋外に直通階段等を設けなくても良い。）
20. 管理特定化学設備（特定化学設備のうち発熱反応が行われる反応槽等で、異常化学反応等により第三類物質等が大量に漏えいするおそれのあるもの）については、異常化学反応等の発生を早期に把握するために必要な温度計、流量計、圧力計等の計測装置を設けている。
21. 特定化学設備を設置する作業場またはこれ以外で、第三類物質等を合計 100 リットル（気体である物にあっては、その容積 1 立方メートルを 2 リットルと見なす。）以上取り扱う作業場には、第三類物質等が漏洩した場合に関係者にこれを速やかに知らせるための警報用の器具その他の設備を備え、その除外に必要な薬剤または器具その他の設備を備えている。
22. 特定化学設備（製造し、または取り扱う第三類物質等の量が合計 100 リットル以上のものに限る。）については、異常化学反応等の発生を早期に把握するために必要な自動警報装置を設けている。（この自動警報装置を設けることが困難なときは、監視人を置き、管理特定化学設備の運転中はこれを監視させる等の措置を講じること。）
23. 管理特定化学設備については、異常化学反応等による第三類物質等の大量の漏洩を防止するため、原材料の送給を遮断し、または製品等を放出するための装置、不活性ガス、冷却用水等を送給するための装置等これらの異常化学反応等に対処するための装置を設けている。この装置に設けるバルブまたはコックについては、[1]確実に作動する機能を有すること、[2]常に円滑に作動できるような状態に保持すること、[3]安全かつ正確に操作することのできるものとなっている。
24. 管理特定化学設備の配管または管理特定化学設備の附属設備に使用する動力源については、[1]動力源の異常による第三類物質等の漏洩を防止するため、直ちに使用することができる予備動力源を備える、[2]バルブ、コック、スイッチ等については、誤操作を防止するため、施錠、色分け、形状の区分等を行う（色分けのみによるものであってはならない。）措置を講じている。
25. 特定化学設備またはその附属設備を使用して作業を行うときは、当該特定化学設備またはその附属設備に関し、所定の事項について、第三類物質等の漏洩を防止するため

必要な規程を定め、これにより作業を行っている。

26. 第一類物質を取り扱う作業場、オーラミン等または管理第二類物質を製造し、または取り扱う作業場および特定化学設備を設置する屋内作業場の床を不浸透性の材料で造っている。
27. [1]特定化学物質等を製造し、取扱い、若しくは貯蔵する設備または特定化学物質等を発生させる物を入れたタンク等で、これらの設備を分解する作業またはこれらの内部に立ち入る作業（第二種酸素欠乏作業（酸欠則 2 条 8 号）および酸素欠乏症等防止規則 25 条の 2 に規定する設備の改造等の作業に該当するものを除く。）を行うときは、作業の方法および順序を決定し、あらかじめ、これを作業に従事する労働者に周知させている。
28. [2]特定化学物質等を製造し、取扱い、若しくは貯蔵する設備または特定化学物質等を発生させる物を入れたタンク等で、これらの設備を分解する作業またはこれらの内部に立ち入る作業（第二種酸素欠乏作業（酸欠則 2 条 8 号）および酸素欠乏症等防止規則 25 条の 2 に規定する設備の改造等の作業に該当するものを除く）を行うときは、特定化学物質等による労働者の健康障害の予防について必要な知識を有する者のうちから指揮者を選任し、その者に作業を指揮させている。
29. [3]特定化学物質等を製造し、取扱い、若しくは貯蔵する設備または特定化学物質等を発生させる物を入れたタンク等で、これらの設備を分解する作業またはこれらの内部に立ち入る作業（第二種酸素欠乏作業（酸欠則 2 条 8 号）および酸素欠乏症等防止規則 25 条の 2 に規定する設備の改造等の作業に該当するものを除く。）を行うときは、作業を行う設備から特定化学物質等を確実に排出し、かつ、この設備に接続しているすべての配管から作業箇所に特定化学物質等が流入しないようバルブ、コック等を二重に閉止し、またはバルブ、コック等を閉止するとともに閉止板等を施している。
30. [4]特定化学物質等を製造し、取扱い、若しくは貯蔵する設備または特定化学物質等を発生させる物を入れたタンク等で、これらの設備を分解する作業またはこれらの内部に立ち入る作業（第二種酸素欠乏作業（酸欠則 2 条 8 号）および酸素欠乏症等防止規則 25 条の 2 に規定する設備の改造等の作業に該当するものを除く。）を行うときは、[3]により閉止したバルブ、コック等または施した閉止版等には、施錠をし、これらを開放してはならない旨を見やすい箇所に表示し、または監視人を置いている。
31. [5]特定化学物質等を製造し、取扱い、若しくは貯蔵する設備または特定化学物質等を発生させる物を入れたタンク等で、これらの設備を分解する作業またはこれらの内部に立ち入る作業（第二種酸素欠乏作業（酸欠則 2 条 8 号）および酸素欠乏症等防止規則 25 条の 2 に規定する設備の改造等の作業に該当するものを除く。）を行うときは、作業を行う設備の開口部で、特定化学物質等が当該設備に流入するおそれのないものすべて開放している。
32. [6]特定化学物質等を製造し、取扱い、若しくは貯蔵する設備または特定化学物質等を

発生させる物を入れたタンク等で、これらの設備を分解する作業またはこれらの内部に立ち入る作業（第二種酸素欠乏作業（酸欠則 2 条 8 号）および酸素欠乏症等防止規則 25 条の 2 に規定する設備の改造等の作業に該当するものを除く。）を行うときは、換気装置により、作業を行う設備の内部を十分に換気している。

33. [7]測定その他の方法により、作業を行う設備の内部について、特定化学物質等により労働者が健康障害を受けるおそれのないことを確認すること。
34. [8]特定化学物質等を製造し、取扱い、若しくは貯蔵する設備または特定化学物質等を発生させる物を入れたタンク等で、これらの設備を分解する作業またはこれらの内部に立ち入る作業（第二種酸素欠乏作業（酸欠則 2 条 8 号）および酸素欠乏症等防止規則 25 条の 2 に規定する設備の改造等の作業に該当するものを除く。）を行うときは、[3]により施した閉止板等を取り外す場合において、特定化学物質等が流出するおそれのあるときは、あらかじめ、これらの閉止板とそれに最も近接したバルブ、コック等との間の特定化学物質等の有無を確認し、必要な措置を講じている。
35. [9]特定化学物質等を製造し、取扱い、若しくは貯蔵する設備または特定化学物質等を発生させる物を入れたタンク等で、これらの設備を分解する作業またはこれらの内部に立ち入る作業（第二種酸素欠乏作業（酸欠則 2 条 8 号）および酸素欠乏症等防止規則 25 条の 2 に規定する設備の改造等の作業に該当するものを除く。）を行うときは、非常の場合に、直ちに、作業を行う設備の内部の労働者を待避させるための器具その他の設備を備えている。
36. [10]特定化学物質等を製造し、取扱い、若しくは貯蔵する設備または特定化学物質等を発生させる物を入れたタンク等で、これらの設備を分解する作業またはこれらの内部に立ち入る作業（第二種酸素欠乏作業（酸欠則 2 条 8 号）および酸素欠乏症等防止規則 25 条の 2 に規定する設備の改造等の作業に該当するものを除く。）を行うときは、作業に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴、呼吸用保護具等必要な保護具を使用させること。(7)の確認が行われていない設備については、この設備の内部に頭部を入れてはならない旨を、あらかじめ、作業に従事する労働者に周知している。
37. [1]特定化学物質等を製造し、取扱い、若しくは貯蔵する設備等の設備（特定化学物質等を発生させるおそれがあるとき。）の改造、修理、清掃等で、その設備を分解する作業またはその設備の内部に立ち入る作業（酸欠則 2 条 8 号の第二種酸素欠乏危険作業および 25 条の 2 の作業に該当するものを除く。）を行う場合において、その設備の溶断、研磨等により特定化学物質等を発生させるおそれのあるときは、作業の方法および順序を決定し、あらかじめ、これを作業に従事する労働者に周知させている。
38. [2]特定化学物質等を製造し、取扱い、若しくは貯蔵する設備等の設備（特定化学物質等を発生させるおそれがあるとき。）の改造、修理、清掃等で、その設備を分解する作業またはその設備の内部に立ち入る作業（酸欠則 2 条 8 号の第二種酸素欠乏危険作業

および 25 条の 2 の作業に該当するものを除く。)を行う場合において、その設備の溶断、研磨等により特定化学物質等を発生させるおそれのあるときは、特定化学物質等による労働者の健康障害の予防について必要な知識を有する者のうちから指揮者を選任し、その者に作業を指揮させている。

39. [3]特定化学物質等を製造し、取扱い、若しくは貯蔵する設備等の設備（特定化学物質等を発生させるおそれがあるとき。）の改造、修理、清掃等で、その設備を分解する作業またはその設備の内部に立ち入る作業（酸欠則 2 条 8 号の第二種酸素欠乏危険作業および 25 条の 2 の作業に該当するものを除く。）を行う場合において、その設備の溶断、研磨等により特定化学物質等を発生させるおそれのあるときは、作業を行う設備から特定化学物質等を確実に排出し、かつ、この設備に接続しているすべての配管から作業箇所へ特定化学物質等が流入しないようバルブ、コック等を二重に閉止し、またはバルブ、コック等を閉止するとともに閉止板等を施している。
40. [4]特定化学物質等を製造し、取扱い、若しくは貯蔵する設備等の設備（特定化学物質等を発生させるおそれがあるとき。）の改造、修理、清掃等で、その設備を分解する作業またはその設備の内部に立ち入る作業（酸欠則 2 条 8 号の第二種酸素欠乏危険作業および 25 条の 2 の作業に該当するものを除く。）を行う場合において、その設備の溶断、研磨等により特定化学物質等を発生させるおそれのあるときは、換気装置により、作業を行う設備の内部を十分に換気している。
41. [5]特定化学物質等を製造し、取扱い、若しくは貯蔵する設備等の設備（特定化学物質等を発生させるおそれがあるとき。）の改造、修理、清掃等で、その設備を分解する作業またはその設備の内部に立ち入る作業（酸欠則 2 条 8 号の第二種酸素欠乏危険作業および 25 条の 2 の作業に該当するものを除く。）を行う場合において、その設備の溶断、研磨等により特定化学物質等を発生させるおそれのあるときは、非常の場合に、直ちに、作業を行う設備の内部の労働者を待避させるための器具その他の設備を備えている。
42. [6]特定化学物質等を製造し、取扱い、若しくは貯蔵する設備等の設備（特定化学物質等を発生させるおそれがあるとき。）の改造、修理、清掃等で、その設備を分解する作業またはその設備の内部に立ち入る作業（酸欠則 2 条 8 号の第二種酸素欠乏危険作業および 25 条の 2 の作業に該当するものを除く。）を行う場合において、その設備の溶断、研磨等により特定化学物質等を発生させるおそれのあるときは、作業に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴、呼吸用保護具等必要な保護具を使用させること。(7)の確認が行われていない設備については、この設備の内部に頭部を入れてはならない旨を、あらかじめ、作業に従事する労働者に周知している。
43. 第三類物質等が漏洩した場合において労働者が健康障害を受けるおそれのあるときは、労働者を作業場等から待避させる措置を講じている。(漏洩した場合、労働者が第三類物質等による健康障害を受けるおそれのないことを確認するまでの間、作業場等に関

係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見易い箇所に表示しなければならない。)

44. 第一類物質または第二類物質を製造し、または取り扱う作業場（臭化メチル等を用いて燻蒸作業を行う作業場を除く。）においては、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見易い箇所に表示している。
45. 特定化学設備を設置する作業場または特定化学設備を設置する作業場以外の作業場で第三類物質等を合計 100 リットル以上取り扱うものにおいては、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見易い箇所に表示している。
46. 特定化学物質等を運搬し、または貯蔵するときは、これらの物質が漏れ、こぼれる等のおそれがないように、堅固な容器を使用し、または確実な包装をするとともに、この容器または包装の見易い箇所にこれらの物質の名称および取扱い上の注意事項を表示している。
47. 特定化学物質等の保管については、一定の場所を定めておかなければならず、また、特定化学物質等の運搬、貯蔵等のための使用した容器または包装については、これらの物質が発散しないような措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて集積している。
48. 特定化学設備を設置する作業場については、第三類物質等が漏洩したときに備え、救護組織の確立、関係者の訓練等に努めている。
49. 局所排気装置、除じん装置、排ガス処理装置および排液処理装置について、1年以内に1回、所定の項目について自主検査を行っている。（1年を越える期間使用しない場合はその間は必要なし。再開時に必要）
50. 特定化学設備およびその附属設備については、2年以内に1回所定の事項について自主検査を行っている。（2年を越える期間使用しない場合はその間は必要なし。再開時に必要）
51. 局所排気装置等の新設時、改造修理時、特定化学設備またはその附属設備について新設時、改造修理時および引き続き1カ月以上使用を休止した後に使用するときは、定期自主検査と同じ事項について点検を行っている。なお、特定化学設備またはその附属設備（配管を除く。）については、その用途の変更（使用する原材料の種類を変更する場合を含む。）を行ったときは、設備の内部にあってはその損壊の原因となるおそれのある物の有無、安全弁、緊急遮断装置その他の安全装置および自動警報装置の機能、冷却装置、加熱装置、攪拌装置、圧縮装置、計測装置および制御装置の機能並びにその用途の変更のために改造した部分の以上の有無について点検を行い、所定の事項を記録し、3年間保存している。
52. 定期自主検査または点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他の措置を講じている。
53. 第一類物質または第二類物質を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場またはコークス

炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う作業場について、6カ月以内ごとに、1回、定期的に空気中の第一類物質または第二類物質の濃度を測定（厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従い、かつ、登録を受けた作業環境測定士による測定）し、その測定結果により所定の事項について記録し3年間保存している。

54. 測定記録のうち、次に掲げるもの（別表）に係る測定の記録並びにクロム酸等（クロム酸およびその塩、重クロム酸およびその塩、またはそれらを重量の1パーセントを超えて含有するものを「クロム酸等」という。）を製造する作業場およびクロム酸等を鉍石から製造する事業場においてクロム酸を取り扱う作業場について行ったクロム酸およびその塩または重クロム酸およびその塩に係る測定の記録について、30年間保存している。
55. 作業環境測定の結果を厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従って評価し、その結果を記録し、この評価に基づいて労働者の健康を保持するため必要があると認められるときは、施設または設備の設置または整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じている。
56. 第一類物質または第二類物質を常時製造し、または取り扱う作業に労働者を従事させるときは、これらの作業を行う作業場以外の場所に休憩室を設けている。
57. 第一類物質または第二類物質を常時製造し、または取り扱う作業に労働者を従事させるときは、入口には、水を流し、または十分湿らせたマットを置く等労働者の足部に付着した物を除去するための設備を設けている。
58. 第一類物質または第二類物質を常時製造し、または取り扱う作業に労働者を従事させるときは、入口には、衣服用ブラシを備えている。
59. 第一類物質または第二類物質を常時製造し、または取り扱う作業に労働者を従事させるときは、床は真空掃除機を使用して、または水洗によって容易に掃除できる構造のものとし、毎日1回以上掃除している。
60. 第一類物質または第二類物質を製造し、または取り扱う作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身またはうがいの設備、更衣設備および洗濯のための設備を設けている。
61. 特別管理物質を製造し、または取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉍石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。）には、所定の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示している。
62. 特別管理物質を製造し、または取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉍石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。）において常時作業に従事する労働者について、1カ月を越えない期間ごとに所定の事項を記録し、これを労働者とその事業場において常時これらの作業に従事することとなった日から30年間保存している。

63. 塩素化ビフェニル等（塩素化ビフェニルまたは塩素化ビフェニルを重量の 1 パーセントを超えて含むものを「塩化ビフェニル等」という）を取り扱う作業に労働者を従事させるときは、その日の作業を開始する前に、塩素化ビフェニル等が入っている容器の状態およびその容器が置いてある場所の塩素化ビフェニル等による汚染の有無を確認している。
64. 塩素化ビフェニル等（塩素化ビフェニルまたは塩素化ビフェニルを重量の 1 パーセントを超えて含むものを「塩化ビフェニル等」という）を取り扱う作業に労働者を従事させるとき、前項の点検を行った場合において、異常を認めるときは、その容器を補修し、漏れた塩素化ビフェニル等をふき取るなど必要な措置を講じている。
65. 塩素化ビフェニル等（塩素化ビフェニルまたは塩素化ビフェニルを重量の 1 パーセントを超えて含むものを「塩化ビフェニル等」という）を取り扱う作業に労働者を従事させるときは、塩素化ビフェニル等を容器に入れ、または容器から取り出すときは、これらの塩素化ビフェニル等が漏れないよう、その容器の注入口または排出口に直結できる構造の器具を用いて行うこと。更に、事業者は塩素化ビフェニル等の運搬、貯蔵等のために使用した容器で、塩素化ビフェニル等が付着しているものについては、その容器の見やすい箇所にその旨を表示している。
66. ベンゼン等（ベンゼンまたはベンゼンを容量の 1 パーセントを超えて含むものをいう。）を溶剤または希釈剤として使用する作業に労働者を従事させる作業場は、ベンゼン等を溶剤として取り扱う設備を密閉式のものとし、またはこの作業を作業中の労働者の身体にベンゼン等が直接接触しない方法により行わせており、かつ、この作業を行う場所に囲いしきフードの局所排気装置を設けている。
67. パラーニトロクロルベンゼンまたはパラニトロクロルベンゼンをその重量の 5%を超えて含有するものを製造し、または取り扱う業務（以下「特化則適用業務」という。）については、設備の密閉化、局所排気装置等の措置を講じている。
68. 労働者のパラニトロクロルベンゼンへの暴露の低減を図るため、事業場におけるパラニトロクロルベンゼン等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ[1]使用条件等の変更、[2]作業工程の改善の作業管理に係る措置、および[1]労働者がパラニトロクロルベンゼンに暴露しないような作業位置、作業姿勢または作業方法の選択、[2]呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用、[3]パラニトロクロルベンゼンに暴露される時間の短縮の作業管理に係る措置を講じている。
69. パラーニトロクロルベンゼン等を作業場外へ排出する場合は、その物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図っている。
70. 送気マスクを労働者に使用させたときは、その労働者が有害な空気を吸入しないように措置している。
71. パラーニトロクロルベンゼン等を製造し、または取り扱う業務のうち、特化則適用業

務以外の業務については、労働者のパラニトロクロルベンゼンへの暴露の低減を図るため、事業場におけるパラニトロクロルベンゼン等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、[1]使用条件等の変更、[2]作業工程の改善、[3]設備の密閉化、[4]局所排気装置等の設置の作業環境管理に係る措置、および[1]労働者がパラニトロクロルベンゼンに暴露しないような作業位置、作業姿勢または作業方法の選択、[2]呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用、[3]パラニトロクロルベンゼンに暴露される時間の短縮の作業管理に係る措置を講じている。

72. パラニトロクロルベンゼン等を製造し、または取り扱う業務のうち、特化則適用業務以外の業務について、局所排気装置等の設置を行った場合は、作業が行われている間、適正に稼働させている。
73. パラニトロクロルベンゼン等を製造し、または取り扱う業務のうち、特化則適用業務以外の業務について、密閉化設備、局所排気装置等の設置を行った場合については、定期的に保守点検を行っている。
74. パラニトロクロルベンゼン等を作業場外へ排出する場合は、その物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図っている。
75. 保護具については、同時に就業する労働者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持すること。また、送気マスクを労働者に使用させたときは、その労働者が有害な空気を吸入しないように措置している。
76. [1]設備、装置等の操作、調整および点検、[2]異常な事態が発生した場合における応急の措置、[3]保護具の使用について作業基準を定め、これに基づき作業させている。
77. 特化則適用業務に係る作業環境測定については、特化則に定めるところによるほか、作業環境測定の結果および結果の評価の記録を 30 年間保存するようにしている。
78. パラニトロクロルベンゼン等を製造し、または取り扱う業務のうち、特化則適用業務以外の業務において、屋内作業場については、作業環境測定基準に従ってパラニトロクロルベンゼンの空気中における濃度を定期的に測定すること。なお、測定は作業環境測定士が実施すること。また、測定は 6 月以内ごとに 1 回実施するよう努めている。
79. パラニトロクロルベンゼン等を製造し、または取り扱う業務のうち、特化則適用業務以外の業務において、作業環境測定を行ったときは、作業環境評価基準に従って当該測定結果の評価を行い、その結果に基づき施設、設備、作業工程、作業方法の点検を行うこと。これらの結果に基づき、必要に応じて使用条件等の変更、作業工程の改善、作業方法の改善その他作業環境改善のための措置を講ずるとともに、呼吸用保護具の着用その他労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じている。
80. パラニトロクロルベンゼン等を製造し、または取り扱う業務のうち、特化則適用業務以外の業務においては、作業環境測定の結果および結果の評価の記録を 30 年間保存するように努めている。

81. パラーニトロクロルベンゼン等を製造し、または取り扱う業務に従事している労働者およびその業務に従事させることとなった労働者に対して、所定の事項について労働衛生教育（4・5時間以上）を行っている。
82. パラーニトロクロルベンゼン等を製造し、または取り扱う業務に常時従事する労働者について、一月を越えない期間ごとに所定の事項を記録し、当該労働者が当該事業場において常時当該業務に従事することとなった日から30年間保存するように努めている。
83. 安衛法第57条、第57条の2および101条第2項に規定する容器等への化学物質の名称等の表示、化学物質等安全データシートの交付および労働者への有害性の周知等のほか、「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針」に示された必要な措置を講じている。
84. 特定化学物質等を製造し、または取り扱う作業場には、送気マスク、防毒マスクおよび防じんマスク等呼吸用保護具を、また、特定化学物質等で皮膚に障害を与え、若しくは皮膚から吸収されることにより障害を起こすおそれのあるものを取り扱う作業場等については、呼吸用保護具に加えて、当該作業等に従事する労働者に使用させるため、不浸透性の保護衣や塗布剤等を備え付けている。